

「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」等の改正について（案）

令和6年7月11日

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

1. 改正の趣旨

令和5年11月29日付けで、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が公布され、いわゆるソーシャルレンディングの不祥事を踏まえた制度整備が行われたところであり、同法律は、公布の日から1年以内に政令で定める日から施行されることとされている。

今般、本協会では、実務等を踏まえ、同法律に対応した標記の規則を含む自主規制規則について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

（1）電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則

1. 本規則の対象に電子申込型電子募集業務等を追加する（題名、第1条から第6条、第7条、第9条から第13条、第16条、第18条、第19条、第22条から第24条、第26条から第29条）。
2. 電子募集業務、電子申込型電子募集業務、電子申込型電子募集業務等、募集又は私募、貸付事業等権利及び特定投資家について定義を定める。また、事業者及び出資対象事業の持分に係る契約について定義の表現を変更し、業務委託等の契約の定義を削る（第2条）。
3. 顧客が適正かつ円滑に取引を行うために必要と認められる情報の分かりやすい提供を義務付け、貸付型ファンド（主として金銭の貸付けを出資対象事業とする金融商品取引法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利）においては、「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）に定める貸付先の情報等の提供を義務付ける（第3条）。
4. ホームページに表示すべき事項について、一部を見直す（第5条第2項）。
5. 他の自主規制規則と重複する禁止行為等について、削る（旧第8条、旧第11条から第13条、旧第16条、旧第17条、旧第21条、旧第22条、旧第30条、旧第31条、旧第45条）。
6. 訪問又は電話勧誘の禁止等を遵守するための必要な態勢整備を義務付ける（新設・第7条第3項）。
7. 標識の掲示及び親子法人等が発行する有価証券の募集禁止について、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2第2項第2号及び第153条第1項第14号の廃止を踏まえて、削る（旧第7条、旧第10条）。
8. 第二種少額電子募集取扱業務における個別払込額の上限の算定にあたり、特定投資家を除外する（第8条第2項）。
9. 中途での解約の禁止又は制限についての表示事項に「制限の内容」を追加する（第9

- 条)。
10. 他の金融商品取引業者又は登録金融機関に募集又は私募の取扱いを委託する場合の契約書に規定する事項を追加する（第 10 条第 3 項）。
 11. 社内規則及び社内マニュアルの整備の対象に自己募集・私募に係る審査を追加する（第 14 条）。
 12. 社内規則等の遵守の確認として、監査が含まれることを明確化する（第 17 条）。
 13. 審査項目に「事業等の実在性」を追加する（第 19 条）。
 14. 発行者との契約締結義務の対象から出資対象事業に関する業務委託等に関する契約を削り、また、募集・私募の取扱いに関する契約以外の契約により本規則を遵守するために必要な事項が定められている場合の当該義務を除外する（第 20 条）。
 15. 特定有価証券等管理行為を行わない場合の応募代金の取扱いについて、目標募集額に到達していなくとも事業が開始される場合の取扱いを新設する（第 22 条第 1 項ただし書き）。
 16. 有価証券の取得の申込みの撤回及び契約の解除の表示事項に「その方法」を追加する（第 23 条第 1 項）。
 17. みなし有価証券に係る発行者からの情報提供等について、情報提供項目の改正等を行う（第 24 条）。
 18. 事業型ファンドに係るモニタリング等を新設する（新設・第 25 条）。
 19. 出資対象事業に関する情報の転載禁止の規定を削る（旧第 37 条）。
 20. 本協会への報告対象から貸付事業等権利を除外する（第 26 条第 1 項ただし書き）。

（２）「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に関する細則

1. 本規則の対象に電子申込型電子募集業務等を追加する（題名、第 1 条、第 7 条）。
2. 販売時の情報提供の対象から除外する者を定める（新設・第 2 条）。
3. 貸付型ファンドに係る情報提供事項を定める（新設・第 3 条）。
4. 審査項目に「事業の実在性」の追加等を行い、「事業者の経営理念」を削る（第 4 条）。
5. 発行者からの情報提供等に関して、外部監査を除外する場合を定める（新設・第 5 条）。
6. モニタリングの適用除外を定める（新設・第 6 条）。
7. 本協会への報告について、報告時期を四半期から半期に変更等する（第 7 条第 1 項）。

（３）投資勧誘及び顧客管理等に関する規則

- ・ 本規則の対象を「電子申込型以外の自己募集その他の取引等」から「自己募集その他の取引等」（定款第 3 条第 9 号）に変更する（第 1 条から第 6 条、第 7 条から第 10 条、第 12 条）。
- ・ 顧客管理記録の記載事項の「投資目的・動機」から「動機」を削除し（第 10 条第 1 項）、当該記録の作成・保存義務の対象から特定投資家を除外する（第 12 条）。
- ・ 新たに貸付事業等権利に係る報告等の規定を設ける（新設・第 11 条）。

（４）事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則

- ・ 電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則の対象となる事業型ファンドを本規則の対象から除外することを明確化する（第２条第５項第２号、別表１）。
- ・ 「私募の取扱い等」の範囲に「金融商品取引法第２条第６項第１号の行為により取得した事業型ファンドの売付け」を追加する（第２条第５項第３号）。
- ・ ファンド報告書の交付に関し、「決算期」を「対象期間」に変更し、ファンド報告書の記載事項に「当該ファンド報告書の対象期間」等を追加する（第４条第２項、別表２）。
- ・ 審査項目に「事業者と正会員又は運営者との間の利害関係の状況」等を追加する（別表３）。

（５）反社会的勢力との関係遮断に関する規則

- ・ 反社会的勢力でない旨の確約の例外として、取引契約書又は取引約款等において反社会的勢力でない旨の表明又は確約したことを確認した場合を定める（新設・第５条第２項）。

（６）その他所要の改正を行う。

３． 施行の時期

- ・ この改正は、令和６年●●月●●日から施行する。
- ・ 上記２（１）及び（２）について、施行の際、現に業務を行っている正会員及び電子募集会員に対して、一定の経過措置を設ける。

以上